

各 位

会 社 名 協 立 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 西 雅 寛
(J A S D A Q ・ コ ー ド 6 8 7 4)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常 務 取 締 役 山 口 信 幸
電 話 0 5 4 - 2 8 8 - 8 8 9 9

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 24 年 3 月 7 日
(2) 処 分 株 式 数	79,600 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,382 円
(4) 資 金 調 達 の 額	110,007,200 円
(5) 処 分 方 法	第三者割当による処分
(6) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）
(7) そ の 他	該当事項はありません。

2. 第三者割当による自己株式の処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社員持株会である協立電機社員持株会（以下、「持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を社員へ分配することを通じて、社員の福利厚生を図り、社員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ESOP「株式給付信託（社員持株会処分型）」（以下、「本信託」といいます。）の導入を決議いたしました。（本制度の概要につきましては本日付け『「株式給付信託（社員持株会処分型）」の導入（詳細決定）に関するお知らせ』をご参照下さい。）。本自己株式の処分は、本制度導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

処分の総額	110,007,200 円
諸費用の概算額	－円
差引手取概算額	110,007,200 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

自己株式の処分により調達する資金については、平成 24 年 3 月に返済期限が到来する借入金返済に全額充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

自己株式処分により調達する資金は当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため当該処分にかかる取締役会決議の直前の取引日（平成 24 年 2 月 8 日）の株式会社大阪証券取引所における当社株式の終値 1,382 円といたしました。

また、直前の取引日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該価額 1,382 円については、直近 1 ヶ月（平成 24 年 1 月 15 日～平成 24 年 2 月 14 日）における当社株式の終値平均値 1,428 円との乖離率が 3.33%、直近 3 ヶ月（平成 23 年 11 月 15 日～平成 24 年 2 月 14 日）における当社株式の終値平均値 1,377 円との乖離率が 0.36%、直近 6 ヶ月（平成 23 年 8 月 15 日～平成 24 年 2 月 14 日）における当社株式の終値平均値 1,314 円との乖離率が 4.92%となっており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 2 名（うち 1 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、現在の持株会の年間買付実績を元に、今後約 5 年間にわたり持株会が資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）より取得する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 2.19%（平成 23 年 12 月 31 日現在の総議決権個数 32,849 個に対し 2.42%）と小規模なものです。

また、ESOP「株式給付信託（社員持株会処分型プラン）」のスキームにより、当面は株式市場への本件自己株式処分による株式が大量に流出することは考えられないため、本件自己株式の処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。

6. 処分先の選定理由

(1) 処分先の概要

①名称 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）

②信託契約（株式給付信託契約）の内容

委 託 者 当社

受 託 者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受 益 者 受益者適格要件を充足する当社社員持株会会員

信託設定日 平成 24 年 3 月 7 日（予定）

信託の期間 平成 24 年 3 月 7 日～平成 28 年 7 月 15 日（予定）

(1)	名	称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）										
(2)	所	在	地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア　タワーZ									
(3)	代表者の役職・氏名		代表取締役社長　前田　　仁										
(4)	事		業	内	容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、 確定拠出年金の資産管理業務							
(5)	資		本	金	50,000 百万円								
(6)	設		立	年	月	日	平成13年1月22日						
(7)	発		行	済	株	式	数	1,000,000 株					
(8)	決		算		期	3月31日							
(9)	社		員		数	500人（平成23年3月31日現在）							
(10)	主		要		取	引	先	事業法人、金融法人					
(11)	主		要		取	引	銀	行	－				
(12)	大株主及び持株比率		株式会社みずほフィナンシャルグループ　54%										
(13)	当事会社間の関係												
	資		本		関		係		該当事項はありません。				
	人		的		関		係		該当事項はありません。				
	取		引		関		係		該当事項はありません。				
(13)	関		連		当		事		者	へ	の		
	該		当		状		況		該当事項はありません。				
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態												
決			算		期	平成21年3月期 （百万円）		平成22年3月期 （百万円）		平成23年3月期 （百万円）			
純			資		産	55,627		56,031		56,392			
総			資		産	734,193		643,625		666,356			
1株当たり純資産（円）						55,627		56,031		56,392			
経			常		収	益	25,755		22,351		21,939		
経			常		利	益	3,251		1,281		984		
当			期		純	利	益	1,915		749		557	
1株当たり当期純利益（円）						1,915.92		749.63		557.14			
1株当たり配当金（円）						380.00		150.00		110.00			

※ なお、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

③上場会社と処分先の関係等

当社と処分先との間に資本関係、人的関係及び取引関係はありません。また、処分先は当社の関連当事者ではありません。

(2) 処分先を選定した理由

ESOP「株式給付信託(社員持株会処分型プラン)」の導入に伴い、上記信託契約に基づき、再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社に設定されている信託口に処分を行うものであります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）は、上記信託契約に基づき、約5年間の信託期間内において当社社員持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものであります。

当社は処分先である資産管理サービス信託銀行（信託口）との間におきまして、払込期日（平成24年3月7日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。なお、上記信託契約に基づき、本件自己株式の処分により割当てられた株式は、毎月定期的に処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）から当社社員持株会に譲渡されることになっております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、処分先が本信託の受託者（みずほ信託銀行株式会社）からの信託金によって払込みを行う予定である旨を株式給付信託契約により確認しております。当該信託金については、本信託の受託者（みずほ信託銀行株式会社）が株式会社みずほ銀行からの借入金によって調達する予定である旨を金銭消費貸借契約によって確認しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成23年12月31日現在）		処分後（潜在株式数反映なし）	
エム・エヌ・エス株式会社	27.19%	エム・エヌ・エス株式会社	27.19%
協立電機株式会社	9.45%	西 雅寛	7.56%
西 雅寛	7.56%	協立電機株式会社	7.26%
西 信之	5.68%	西 信之	5.68%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.16%	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.16%
協立電機社員持株会	2.98%	協立電機社員持株会	2.98%
株式会社静岡銀行	2.33%	株式会社静岡銀行	2.33%
横河電機株式会社	2.20%	横河電機株式会社	2.20%
協立電機取引先持株会	2.00%	資産管理サービス信託銀行株式会社 （信託口）	2.19%
西 満代	1.96%	協立電機取引先持株会	2.00%

（注）処分後の大株主及び持株比率については、平成23年12月31日現在の株主名簿を基準として本件自己株式の処分による増減株式数を考慮したものであります。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

（企業行動規範上の手続き）

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 21 年 6 月期	平成 22 年 6 月期	平成 23 年 6 月期
売 上 高	23,019	19,397	21,239
営 業 利 益	251	△462	113
経 常 利 益	331	△292	191
当 期 純 利 益	97	△281	110
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	28.52	△83.47	33.16
1 株 当 たり 配 当 金（円）	25.00	25.00	25.00
1 株 当 たり 純 資 産（円）	2,012.33	1,800.75	1,848.22

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 23 年 12 月 31 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	3,641,000 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 21 年 6 月期	平成 22 年 6 月期	平成 23 年 6 月期
始 値	1,643	1,589	950
高 値	1,643	1,589	1,450
安 値	1,100	900	745
終 値	1,545	900	1,360

② 最近6か月間の状況

	平成 23 年 8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 24 年 1 月
始 値	1,100	1,200	1,300	1,244	1,290	1,430
高 値	1,261	1,360	1,300	1,290	1,430	1,450
安 値	1,100	1,200	1,214	1,244	1,290	1,401
終 値	1,182	1,300	1,244	1,290	1,430	1,401

③ 処分決議日直前の取引日における株価

	平成 24 年 2 月 8 日
始 値	1,382 円
高 値	1,382 円
安 値	1,382 円
終 値	1,382 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

10. 処分要領

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 処分期日 | 平成24年3月7日 |
| (2) 申込期日 | 平成24年3月7日 |
| (3) 処分株式数 | 79,600株 |
| (4) 処分価額 | 1株につき1,382円 |
| (5) 処分価額総額 | 110,007,200円 |
| (6) 処分方法 | 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)に割当処分します。 |
| (7) 処分後の自己株式数 | 264,466株 |

※処分後の自己株式数は、平成23年12月31日現在の自己株式数を基準として記載しております。

以上